五十七　空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十八　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

五十九　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

六十　奨学金を活用した方定住等の地方定着促進に要する経費があること。

六十一　移住・定住対策に要する経費があること。

六十二　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

六十三　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、下欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

項目	額
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円）とする。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇円）とする。

次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

六十四　災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。

国の補助を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

第四条第一項第三号ホ中「平成十七年九月二十六日付け総務省給与能率推進室第七号通知」を「平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知」に改める。

第五条第一項第一号イの表第四号中「前条第一項第一号の表第三十七号」を「前条第一項第一号の表第三十六号」に改め、同表第五号中「前条第一項第一号の表第四十八号」を「前条第一項第一号の表第四十六号」に改め、同表第十号中「前条第一項第一号の表第二十五号」を「前条第一項第一号の表第二十四号」に改め、同表第十二号中「前条第一項第一号の表第五十七号」を「前条第一項第一号の表第五十四号」に改め、同項第一号ロの表第四号算式の符号C中「借り入れた地方債」の下に「（繰急防災・減災事業債を除く。）」を加え、同表第五号中「前条第一項第一号の表第四十二号」を「前条第一項第一号の表第四十号」に改め、同項第三号イ中「第十四号、第十七号、第二十号、第二十四号、第三十四号及び第四十五号」を「第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第四十三号、第四十八号から第五十号まで、第五十二号、第五十三号及び第五十七号」に改め、同号イの表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号中「前条第一項第一号の表第二十三号」を「前条第一項第一号の表第二十二号」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同表第十八号中「前条第一項第一号の表第二十六号」を「前条第一項第一号の表第二十五号」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十九号中「一五、五六〇円」を「一六、二四〇円」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十号一算式の符号B中「第3条第1項第3号イの表第45号及び第53号」を「第3条第1項第3号イの表第41号及び第48号」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十一号中「前条第一項第一号の表第二十七号」を「前条第一項第一号の表第二十六号」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第二十二号中「及びアスベスト改修事業」を削り、「前条第一項第一号の表第二十九号」を「前条第一項第一号の表第二十八号」に改め、同号を同表第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第三号イの表第二十五号を削り、同表第二十六号中「前条第一項第一号の表第三十三号」を「前条第一項第一号の表第三十二号」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第二十七号を次のように改める。

二十七　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E 算式の符号 A　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。） B　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は資付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額